

要 望 書

令和3年5月24日

大 分 県 市 長 会

大 分 県 市 長 会

大 分 市 長	佐 藤 樹一郎
別 府 市 長	長 野 恭 紘
中 津 市 長	奥 塚 正 典
日 田 市 長	原 田 啓 介
佐 伯 市 長	田 中 利 明
臼 杵 市 長	中 野 五 郎
津 久 見 市 長	川 野 幸 男
竹 田 市 長	土 居 昌 弘
豊 後 高 田 市 長	佐々木 敏 夫
杵 築 市 長	永 松 悟
宇 佐 市 長	是 永 修 治
豊 後 大 野 市 長	川 野 文 敏
由 布 市 長	相 馬 尊 重
国 東 市 長	三 河 明 史

要 望 書

以下のとおり要望します。

「小規模給水施設水源確保等支援事業」の継続について

「小規模給水施設水源確保等支援事業」は、水道未普及地域における水問題の解決のため、市町村が実施する小規模給水施設整備等に係る経費について、県が1／2を補助（補助金上限額600万円）するものであるが、令和3年度をもって事業が終了となる予定である。

しかしながら、水道事業が行き届かず、地域ごとに独自の水源等を維持管理しながら生活している小規模集落は依然として県内に多数存在する。

これらの地域は多くの場合、過疎化・高齢化が進み、水道事業の導入は見込めない中であって、管理の担い手の減少や現有施設の老朽化という問題が恒久的に発生すると想定される。

地域の給水対策は一義的に市町村の所管事項であるとしても、地域の飲料水確保は県が推進する小規模集落対策という面からも切り離すことはできない課題であると考える。

本支援事業は今後も継続的に必要であり、小規模集落対策の一環としても重要であることから各市町村の実態を考慮し、条件緩和を図る中で、令和4年度以降も継続することを要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

大分県権限移譲事務市町村交付金(旅券法に関する事務)の額の算定について

現在、市町村においては、地方自治法第252条の17の2の「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる」規定により、「大分県の事務処理の特例に関する条例」に沿って、旅券の申請受付及び交付等の事務(以下、「旅券事務」という)を執行しているところである。

旅券事務の執行に当たっては、県の「大分県権限移譲事務市町村交付金交付要綱」に基づき、権限移譲事務市町村交付金(旅券法に関する事務)として毎年交付されており、その算定に用いる数値は、前々年度の一般旅券の発給申請受理及び交付件数と査証欄増補申請の受理及び交付件数となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、海外渡航自粛や世界各国のビザ発給停止などで、航空機の減便や旅行のキャンセルが相次ぎ、申請者数が9割減と、旅券事務にかかる件数は大幅に減少してきており、また、今後回復の兆しも見通せない状況である。

したがって、従来どおりの交付金算定方法が採用された場合、令和4年度の交付金が大幅に削減されることが見込まれるため、市町村における旅券事務に要する経費の財源確保が困難な状況になると考えている。

こうしたことから、令和4年度以降の大分県権限移譲事務市町村交付金(旅券法に関する事務)の額の算定について、抜本的な見直しを要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

九州山地に生息する特別天然記念物カモシカの保護対策の実施について

昨年7月3日に大分県教育委員会が、大分・熊本・宮崎の3県合同で行った九州山地のカモシカの特別調査について報道発表した。その結果、3県合計の推定生息数が約200頭で、7年前の調査時の約810頭から1/4に激減しており、その中でも大分県内の推定生息数が最も少なく17頭程度であることが判明した。

カモシカは国の特別天然記念物で、生息の南限である九州の個体群は絶滅の恐れのある地域個体群とされており、同年7月21日に本県の「指定希少野生動植物」に指定されている。

平成29年に登録された「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」においては、貴重な動物の象徴としてのカモシカが広く知られており、この地域のみならず国や九州の絶滅危惧種として喫緊の保護対策が実施されることが必要である。

九州山地に生息するカモシカの生息状況は、既に地域の個体群を維持できる水準以下となっており、事態は逼迫していると考えている。

こうしたことから県は、具体的な対策を盛り込んだ保護管理事業計画を早急に策定し、必要な予算措置を講じるとともに、国や地元自治体、関係団体にも協力を要請しながら、カモシカ保護のためのあらゆる方策を積極的に実施することを要望する。

《県担当部署》 生活環境部 自然保護推進室
農林水産部 森との共生推進室
教育庁 文化課

要 望 書

以下のとおり要望します。

障害者福祉にかかる地域生活支援事業の県の補助金交付について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものである。

具体的には、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などで構成されており、今後本事業の利用が増大することが見込まれる。

地域生活支援事業を実施する際の負担割合は、国 50%、県 25%、市町村 25%となっているが、実際の国の補助率は 50%を大きく下回っており、県の補助率は国の補助額の2分の1であるために25%を下回っている状況である。

国の補助率は低下する一方で、近年の過疎化の進展や少子高齢化等の社会状況の変化、逼迫した地方財政のもとでは国の補助率の低下等で十分な事業の実施が困難な状況であり、慢性的な市町村の一般財源による充当が重い負担となっている。

現下の市町村の厳しい財政状況を鑑み、国の補助率が 50%を下回って交付された場合においても、県は補助対象額の 25%の補助金を交付するよう要望する。

要 望 書

以下のとおり要望します。

押印廃止にかかる情報提供・共有の場の提供について

新型コロナウイルス感染症拡大防止、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、書面主義、押印原則、対面主義の見直しが課題となっている中で、国は、令和2年度内に民間から行政への手続きの99.4%において押印を廃止又は廃止する方向であることを明らかにした。

また、国は昨年12月「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を策定し、地方公共団体に対しても積極的な見直しを求めている。

地方公共団体においても、押印を廃止することは、住民の負担軽減や、内部事務の効率化を図る観点から、重要な課題であるとの認識のもと取り組みを進めているところである。

しかしながら、市町村は非常に多くの押印が定められた様式を備えており、押印の見直しにかかる作業には相当の時間と労力を要している状況である。

このような中、市町村間では押印の見直し方針にも相違が見受けられ、このまま進むと今後、近隣市町村における行政手続の不均衡等が発生することが懸念されるところである。

こうしたことから、全国的に取り組みを進めている押印廃止に関して、近隣自治体との住民サービスの均衡を図るためにも、県内市町村に情報提供・共有ができる場を新たに設定することを要望する。

《県担当部署》 総務部 電子自治体推進室
市町村振興課